

地域共生型デイサービス そよの森 共生型自立訓練（機能訓練）

運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社ひまわり・コーポレーションが開設する地域共生型デイサービス そよの森（以下「事業所」という。）が行う共生型自立訓練（機能訓練）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が障害対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な共生型自立訓練（機能訓練）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活と就労生活を営むことができるよう、個々の目標を目指した機能訓練等を実施し、身体機能・生活能力の維持・向上を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、相談支援専門事業所、他の居宅サービス事業所、地域の保健・医療・障害福祉サービス事業所との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者との立場に立ってサービスの提供を行う。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止などの為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域共生型デイサービス そよの森
- (2) 所在地 熊本県上益城郡山都町今500

（従業者等の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも共生型自立訓練（機能訓練）の提供にあたるものとする。
- (2) 生活相談員1名以上（常勤兼務1名）
共生型自立訓練（機能訓練）の利用等に関する相談及び調整を行うとともに利用者及びその家族等に日常生活に関する相談及び助言を行う。
- (3) 看護職員1名以上（非常勤含め）
看護職員は、利用者の健康管理に配慮し、地域の医療機関と連携し、利用者の健康増進の補助を行う。
- (4) 介護職員1名以上（非常勤含め）
利用者に対し、必要な身体の清拭、洗髪・洗体、排泄介助、食事介助等の身体介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、機能訓練の提供、従業者に対する技術指導を行う。

(営業日及び営業時間、利用定員)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間、利用定員は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、夏期（お盆期間中※原則 8 月 13 日～15 日とするが年によって変動することがある）の 3 日と年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。（祝日は通常どおり営業するものとする。）

(2) 営業時間 月曜から金曜、8 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

サービス提供時間・月曜～金曜 9 時 00 分から 16 時 00 分までとする。そのうち 3 時間以上 4 時間未満・7 時間以上 8 時間未満のサービスを提供する。

(3) 利用定員 利用定員は、共生型自立訓練・通所介護・日常生活支援総合事業の利用者を含めて 15 人（同時に利用できる最大人数）

(主たる対象者)

第 6 条 事業の主たる対象の障害の種類は、身体障害・精神障害・知的障害とする。

(サービス内容及び利用者から受領する費用の額)

第 7 条 共生型自立訓練（機能訓練）の内容は次のとおりとし、共生型自立訓練（機能訓練）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該共生型自立訓練（機能訓練）が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 送迎サービス 車椅子対応型

(3) 健康チェック 血圧、脈拍、体温、その日の健康状態をチェック

(4) リラクゼーション 飲み物等の提供

(5) 機能訓練 身体機能及び、日常生活能力の維持・向上訓練、物理療法

(6) 健康相談 看護職員、生活相談員による健康相談及びアドバイス

(7) 食事、食事の準備・配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事介助

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、山都町全域の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(3) 時間に遅れた場合には、送迎サービスが受けられない場合がある。

(地域生活への移行のための支援)

第10条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう指定就労移行支援事業者その他障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行う。

(職場への定着のための支援等の実施)

第11条 事業所は、障害者の職場への定着を促進する為、事業所が提供する指定自立訓練（機能訓練）を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

- 2 事業所は、事業所が提供する指定自立訓練（機能訓練）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努める。

(緊急時等における対処方法)

第12条 従業者は、共生型自立訓練（機能訓練）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

- 2 事業所は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(苦情処理)

第14条 指定障害福祉事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定障害福祉事業に関し、都道府県及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該都道府県及び市町村からの質問若しくは照会に応じ、都道府県及び市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定障害福祉事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋にできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策

定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(衛生管理等)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第17条 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための措置を適切に実施するための委員会の担当者を設置する。
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し、指針の見直しと開催時の記録を残すとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 2 事業所は、事業の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第19条 事業所は、事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための措置を適切に実施するための委員会の担当者を設置する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し指針の見直しと開催時の記録を残すとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第21条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急的にやむ負えない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずるよう努める。
 - (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化の指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - 4 事業所は原則、身体拘束等を禁止しているが、緊急的にやむを得ない場合、次の3つの要件を全て満たしていた場合のみ、必要最小限の身体拘束を例外的に行う場合がある。また事業所が例外的に身体拘束を行った場合、その旨を記録し管轄の指定権者へ報告を行う。
 - (1) 切迫性 患者等本人又は、他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性があり、緊急性が著しく高い場合。
 - (2) 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
 - (3) 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

(ハラスメント対策の強化)

- 第22条 事業者は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第23条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、

業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社ひまわり・コーポレーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第24条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を熊本県へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に指定第一号通所事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附則

この規程は、令和7年11月1日から施行する。